

平成29年7月7日

復興大臣

吉野正芳殿

震災からの復旧・復興対策に係る

要 望 書

宮城県議会議長 中島源陽

## 震災からの復旧・復興対策に係る要望書

本県沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から、6年3か月が経過しました。これまで、国においては、東日本大震災復興交付金をはじめ、特別な財政支援の枠組を整備していただいたほか、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業など、震災からの復旧・復興に資する各種制度を創設していただくとともに、集中復興期間後の平成28年度以降も特例的な財政支援措置を基本的に継続していただき、自治体の負担が生じるものについても、負担割合は被災自治体の財政や復興の進捗に影響のない程度に抑えるなど、被災自治体に相当程度配慮された方針が示され、心から感謝しております。本県においても被災者の生活再建及び産業の復興に向け、県民一人ひとりが着実に歩みを進めているところです。

しかしながら、復旧・復興事業が膨大かつ長期にわたることなどにより、事業に携わる自治体職員が依然不足している中、子どもからお年寄りまでの被災者の心のケア問題をはじめ、地域コミュニティの再構築、高齢者の生活支援など、被災地においては、時間の経過とともに顕在化・深刻化する様々な課題を抱えており、対応に苦慮しています。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に関しては、深刻の度を増す汚染水について早期の収束が図られておらず、さらに、放射性物質の汚染による農林水産物の出荷制限に伴う実害のほか、原発事故に起因する風評による被害は依然として深刻です。県内産業はこのような大変厳しい状況にあり、県民に大きな不安を与えているとともに、本県の復旧・復興の進捗を著しく阻害しています。

このような様々な困難の解消は、本県が真に震災からの復旧・復興を成し遂げる上で不可欠であり、解消に向けた自助努力はもとより、国による財政支援や税制上の優遇措置に加え、各種の規制緩和、人的支援など、長期にわたる特例的な支援が必要です。また、原発事故に関して、被害者の十分な救済及び事故の早期完全収束に向けた確実な対応が求められます。

つきましては、国においては、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題としていただき、現在の特例的な財政支援の継続及び被災地の実態に即して復旧・復興に係る各種制度の改善・拡充を図るほか、原発事故への対応について、国の責任の下、確実な対策が講じられるよう、別添のとおり要望いたします。

## 要 望 項 目

### 1 復旧・復興関連予算の確保

震災からの復旧・復興事業に関しては、これまで東日本大震災復興交付金をはじめ、被災した自治体への特例的な財政援助の枠組の整備に特段の配慮をいただいたほか、復興・創生期間においても制度を継続いただけることとなり、大変感謝しているところです。

今後、被災地が真の復興を果たすためには、一日も早い復旧事業の完成はもとより、地域住民の安全で安心な暮らしや地域経済再生、産業振興等を支え被災地の復興を牽引する復興道路及び復興支援道路、河川・海岸堤防や港湾等の復旧・復興事業について、被災地の復旧・復興の進捗に支障を来すことがないよう、今後も着実な事業の推進に向け、必要な予算と体制を別枠で確実に確保し、より一層の整備促進を図るよう求めます。

### 2 東日本大震災復興交付金の運用における自治体の自由度の一層の向上

東日本大震災復興交付金制度については、効果促進事業の一括配分の創設など、これまでも自治体の自由度の向上が図られてきたところですが、復興のステージに応じて生じる新たな課題の解決に向け、当該制度の有用性をさらに高めるため、制度をより柔軟に運用していただくとともに、使途協議についてはできる限り手続を簡素化するなど、事業の活用に際して、自治体の自由度の一層の向上を図るよう求めます。

### 3 被災自治体における職員確保に対する支援

沿岸部を中心とする被災自治体においては、発災以降、復旧・復興事業を鋭意推進しておりますが、平時の予算規模をはるかに上回る事業の執行のために、多くの職員を必要とする状況が続いております。このような中、本県及び沿岸部の被災市町に対し、これまで全国の自治体から多くの職員を派遣していただいたほか、被災市町等においても任期付職員の採用を行うなど、独自に職員の確保に努めてまいりました。しかしながら、集中復興期間の終了に伴い、派遣の打ち切りや派遣職員を減員させる自治体が増加したことや、任期付職員についても応募者数の減少と退職者数の増加により十分な人数を確保できないなど、非常に厳しい状況にあります。

今後も、被災自治体では、防潮堤や漁業集落の整備、用地交渉などの業務が見込まれており、技術職・専門職の職員の更なる確保が喫緊の課題となっています。

つきましては、現場で必要とされる職員の更なる確保について、より一層の支援を推進、強化をするよう求めます。

### 4 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等における財政支援の継続

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業については、沿岸部における土地のかさ上げ

工事等の遅れにより、いまだ復旧に着手できない被災事業者が多数存在していることから、こうした被災事業者に対する継続的な支援が必要です。また、商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業についても、高台移転等の市街地整備にまだ長い時間を要するため、今後も本事業による継続的な支援が必要です。更に、これまでの各次交付決定において、多数のグループが認定されたことにより、被災事業者が後発的にグループを組成することが困難となっています。

このような状況を踏まえ、被災事業者が事業再開のために必要な支援を受けられるよう、平成30年度以降においても当該事業を継続的に実施するとともに、グループの組成等の要件について、被災地の実態に即し個々の状況に寄り添った弾力的な運用が、長期的視点に立って引き続き図られるよう求めます。

また、基盤整備の遅れなどに伴い、補助採択を受けたものの事業に着手できない事業者が多数存在する状況から、現在は手続の簡素化を図ったうえ事故繰越を含めた二度の繰越が認められているほか、繰越年度内に完了しない事業については、年度ごとに再交付決定手続により対応していただいているところですが、事業者が安心して補助事業を実施できるよう、今後とも必要な予算を確実に措置していただくよう求めます。

## 5 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に係る支援の継続等

津波被害の甚大な市町の産業復興を加速するため、国の平成25年度から平成27年度予算において「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が措置され、さらに、その運用期間を平成32年度末まで延長していただき感謝しております。

沿岸地域においては、引き続き本補助金を活用して企業立地や雇用創出に取り組んでまいりますが、土地のかさ上げや区画整理等の事業用地の整備に時間を要しております。

つきましては、本補助金を活用すべき沿岸地域に確実に交付されるよう、本補助制度（製造業等立地支援事業、商業施設等復興整備事業）に関して、運用期間などの課題が生じた場合には、再延長を含め、地域の実情を踏まえた十分な措置を求めます。

また、申請、審査、事業決定まで相当の期間を要するため、その決定過程までの手続きの迅速化を図るよう求めます。

## 6 二重債務問題対策に係る支援の継続

宮城産業復興機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による本県中小企業者に係る債権買取りなどの支援決定は、平成29年3月末現在で478件となっており、平成28年3月末に比べて26件増加しています。

今後も、地盤のかさ上げなどのインフラ工事の進捗に伴い、新たな資金借入を必要とする中小企業者の増加が見込まれることから、引き続き二重債務問題の対策を推進する必要がある

ります。

つきましては、中小企業者の事業再建がなされ、本格的な復旧・復興が図られるよう、平成30年3月までとされている宮城産業復興機構の債権買取り期間の延長について、引き続き国による支援を求めます。また、平成30年2月までとされている株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の債権買取り等の支援決定期間について、1年間延長されたところですが、被災事業者の事業再建にはなお時間を要することから、債権買取り等の支援決定期間の更なる延長ができるよう法律改正を求めます。

## 7 被災した子どもの心のケア対策充実のための継続した財源の確保等

本県では、東日本大震災により多数の子どもが心に深い傷を負っています。このような子どもたちを支援するため、子どもの心のケア対策の事業を実施していますが、今後も中長期的な子どもの心のケア対策の継続が必要です。

また、東日本大震災後に出生した子どもの中には、被災した親の影響により、心のケアが必要な子どもも見られます。このような状況を踏まえ、被災した子どもの心のケア対策の事業への十分な財源を継続して確保するとともに、震災後に出生した子どもについても、補助の対象とするよう対策の拡充を求めます。

## 8 被災者の生活・健康支援を行うための継続した財源の確保等

仮設住宅を設置する被災市町においては、サポートセンターに配置された生活支援相談員等による入居者の見守り・日常生活相談、入居者の交流促進を図るためのサロン活動や保健師、看護師等による定期的な健康調査、健康相談等により被災者の生活・健康支援を行っているところですが、仮設住宅における生活が長期に渡ることが見込まれることから、これらの支援のための取組を継続的に行う必要があります。また、応急仮設住宅から災害公営住宅等へ被災者の移転が進んでいるところですが、災害公営住宅には高齢者などの日常生活に支援を要する方が多く入居していることから、高齢者に対する見守りや地域コミュニティの再構築などの被災者の生活・健康支援のための取組を継続して行う必要があります。仮設住宅の場合と同様の支援体制の整備が必要となっています。

つきましては、現在、被災者支援総合交付金を活用して実施している被災者の生活支援や健康支援のための事業について、複数年での継続した実施を可能とするとともに、十分な財源の確保を求めます。

## 9 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続

本県では、NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業と、被災者支援総合事業「心の復興」事業を実施し、復興・被災者支援に取り組むNPO等を支援しているところです。

NPO等による取組は、被災者支援や復興支援において重要な役割を果たしており、復興の本格化・加速化に伴うコミュニティの再構築、生きがいつくり等の新たな課題においても、NPO等の取組に引き続き大きな期待が寄せられています。

しかしながら、県内のNPO等の多くは依然として運営基盤がぜい弱であり、寄附や助成等が減少する中、取組を継続、発展させ、復興を加速化するためには、財政的支援が不可欠であることから、補助事業の継続を求めます。また、単年度事業であるために生じている補助対象外となる期間を短縮するため、複数年にわたった財源の確保を求めます。

## 10 大震災地震津波防災ミュージアム及び復興祈念公園等の整備

東日本大震災を経験した我が国が、震災で生まれた各種の‘絆’を育み、震災の経験と教訓を後世に伝えるとともに、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくことを目的とする地震津波防災ミュージアム等の複合拠点施設を、国において、最大の被災県である本県に整備するよう求めます。

なお、市町村の津波震災遺構の保存整備に関する取組に対しては、東日本大震災復興交付金による支援措置が講じられたところではありますが、交付に当たっては個々の市町村の実情に応じて柔軟に対応されるよう求めます。

また、復興祈念公園について、必要な予算の確保と特例的な財政支援を求めますとともに、県・石巻市が整備する石巻南浜津波復興祈念公園内に、国が一体的に設置する「国営追悼・祈念施設（仮称）」について、早期整備を図ることを求めます。

## 11 被災した鉄道各線の復旧及び復興まちづくりへの支援

本県沿岸部のJR各線については、津波による甚大な被害を受けましたが、仙石線、石巻線に続き、昨年12月には常磐線の運行が再開された一方、気仙沼線・大船渡線においては、鉄道の整備・発展に尽くされた地域の先人への敬意を将来世代に伝えつつBRT（バス高速輸送システム）での本格復旧が合意され、復旧が進められています。

こうした中、鉄道及びBRTによる復旧路線については、沿岸部の被災市町において、復興まちづくりと密接に関わるものであることから、まちづくりとの整合を図りつつ、地域振興に寄与する上で求められる利便性の向上が図られるよう、国による積極的な支援を求めます。

## 12 地域医療再生臨時特例基金の弾力的運用

地域医療の中核を担う公立病院をはじめ、東日本大震災により甚大な被害を被った医療機関等の復旧については、地域医療再生臨時特例基金を活用し、継続的な支援がなされているところですが、復旧・復興事業の取組が長期かつ広範囲にわたる中、県及び市町においては、恒常的に厳しい財政状況に加え、震災に伴う税収減なども重なり、不足する事業費の捻出が極めて困難な状況にあり、被災した医療機関の復旧に遅れが生じる

ことが危惧されています。

つきましては、充当事業の追加や配分額の変更、更には復旧後の運営資金への支援が可能となるよう制度を見直し、各事業に対し必要に応じて増額措置を講ずるなど、基金の拡充と弾力的な運用が可能となるよう求めます。

### 1.3 事業復興型雇用確保事業の拡充

事業復興型雇用創出事業については、募集を開始した平成24年2月から平成29年3月末までに3万人を超える雇用を創出するなど、被災地における安定的な雇用の創出に大きな役割を果たしており、復旧・復興を進める上で大変有効な制度となっております。

しかしながら、現在の事業復興型雇用確保事業では、平成29年度末までの事業開始が支給の要件とされているほか、雇入費については、被災三県からの求職者を雇い入れた場合に限って助成対象となるなど多くの制約が課されており、特に復興まちづくりに時間を要している沿岸部では、事業開始の要件を満たすことが困難な状況です。また、事業を再開したものの現在の制度上助成対象とならない事業所があるほか、沿岸部の基幹産業である水産加工業などにおいては、被災した建物の復旧は完了したものの慢性的な労働力不足や販路の回復に苦慮している事業者も多く存在しています。

こうした被災地の実情を踏まえ、被災三県以外からの求職者の雇入れや、過去に支給を受けたことがある事業所に対する助成対象範囲を拡大するなど、一層の制度の拡充や弾力的な運用を図るとともに、期間の延長を行い、平成30年度以降に事業を開始した事業所についても助成対象とするよう求めます。

### 1.4 三陸沿岸部の山腹崩落等対策事業の創設

本県では、東日本大震災により沿岸部の海岸線において山腹崩落や地盤沈下及び津波に起因した海水浸水等の影響による立木の枯損が多く発生しており、県民生活に重大な影響を与える等緊急を要する箇所においては、災害関連等の国庫補助事業による対策を中心に実施してきたところです。

しかしながら、現行の国庫補助事業において地区指定要件や保全対象等の採択基準を満たすことができず、十分な対策を行うことが困難な箇所については、震災後の降雨、波浪等により崩落区域が拡大するとともに、流出した土砂及び流木による漁業への影響が顕著になりつつあります。加えて、リアス式海岸の景観保全や国土保全の目的からも沿岸部海岸線の山腹崩落箇所への対策が急務となっております。

つきましては、現行の国庫補助採択基準を満たしていない三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落・海岸浸食及び枯損・流木対策に関して東日本大震災復興特別交付税により、地元負担に配慮された対策事業の創設を求めます。

## 1.5 海中へ流出した震災ガレキの処理に対する継続的な支援

津波により海中へ流出したガレキについては、現在、漁場復旧対策支援事業により、専門業者や底びき網漁船等が回収していますが、海中ガレキの位置や総量把握、深い場所にあるガレキの回収は技術的な困難を伴うものであるため、国による技術的な支援が十分になされるよう求めます。また、こうしたガレキは長期にわたり操業中に回収されることが見込まれることから、漁場復旧対策支援事業について、引き続き地方負担に最大限配慮いただいた上で、平成29年度以降も継続するよう求めます。

さらに、回収された海中ガレキについて、既存のクリーンセンターや廃棄物処理業者において処理を行うこととなりますが、当該処理に必要な費用についても、引き続き全額国庫負担とするよう求めます。

## 1.6 復旧・復興事業に係る道路補修費用及び被災地の道路改良工事に対する支援

東日本大震災からの復旧・復興事業がピークを迎える中、復旧・復興工事に伴う大型車両の通行量増加により損壊した道路については、一般車両への影響に加え、騒音や粉じん等、地域住民の生活環境にも支障を来す事態となっております。

平成28年度には効果促進事業において、東日本大震災復興交付金の基幹事業と関連があることなど一定の条件を満たした場合に、同一路線で一回限り補修が可能となるなど柔軟な対応をいただいております。

しかしながら、今後も、復旧・復興工事に伴う大型車両の通行量増加により、道路損傷の一層の拡大が想定されることから、損壊が激しい箇所については復旧・復興事業の途中であっても、効果促進事業を活用した補修工事ができるようにするなど、更なる柔軟な運用が可能となるよう求めます。

また、東日本大震災復興交付金の基幹事業及び災害復旧事業で整備する道路に接しながらも、復旧・復興事業の対象とならないため、事業化がなされていない箇所については、道路間の幅員などにおいて違いが出るなど、本来の道路の機能が損なわれている事態となっております。

つきましては、このような箇所についても、効果促進事業の更なる柔軟な活用が可能となるよう求めます。

## 1.7 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応等

### (1) 原発事故に起因する風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実現

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質汚染の影響により、本県県民は不安を覚え、本県産業に広範で深刻な被害が生じております。原発事故による風評被害を含む損害については、県境に関係なく被害の実態に応じて賠償されるべきであります。本県特

産のホヤをはじめ農林水産物の風評被害に関しては、法人・個人事業主等が国の指針により東京電力ホールディングス株式会社に対し、損害賠償請求を行っているところであり、国においては、東京電力ホールディングス株式会社に対して、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

また、観光業の風評被害に関しても、東京電力ホールディングス株式会社から賠償内容が提示され、法人・個人事業主等が損害賠償請求を行っているところではありますが、その内容は被害の実態が正確に反映されているとは言い難く、不十分な内容となっていることから、観光業に対する風評被害も含め、東京電力ホールディングス株式会社に対して、放射性物質の汚染により本県県民及び事業者が受けた全ての損害について、その実態を直視し、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

## **(2) 放射能汚染水に係る抜本対策及び緊急対策の確実な履行**

海洋への汚染水流出防止対策については、徹底した施設・設備の管理を図り、今後、トリチウムなどの放射性物質を含む汚染水等が海洋へ流出することのないよう、東京電力ホールディングス株式会社を指導・監督するとともに、国が前面に出て必要な対策を講ずるよう求めます。

## **(3) 放射性物質汚染廃棄物の処理**

放射能に汚染された廃棄物の処理については、放射線に関する正しい知識の普及啓発のため、国民が分かりやすく安心できる情報の提供に関する国の取組を一層充実させるとともに、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理を県全体で進めるために必要な取組に対して、十分な財政支援を含めた国の責任ある支援を行うことを求めます。

また、指定廃棄物問題については、国の責任のもと、県外への集約処理の可能性を含めて早期解決に向けた取組を行うとともに、解決までの間、災害等によって汚染が拡散することがないように、保管の強化や遮への徹底など安全の確保に万全を期すよう求めます。